

長野赤十字病院 訪問看護サービス事業所のご案内（重要事項説明書）

＜令和7年4月1日現在＞

長野赤十字訪問看護ステーション

1 訪問看護について

訪問看護は、看護師などが家庭を訪問して住み慣れたご自宅で安心して療養生活を送ることを支援するサービスです。持っている力に応じ自立した療養生活を送ることができるように医療的な支援を行います。疾患や状態により介護保険制度のほか、医療保険制度を使って提供いたします。主治医の治療方針やケアマネージャーの作成するケアプランに沿って他のサービスと連携しながら看護を行います。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談ください。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要となります。

2 事業者概要

事業者	日本赤十字社 長野赤十字病院
事業所の名称	長野赤十字訪問看護ステーション
代表者氏名	長野赤十字病院長 小林 光
指定番号	2060190051
事業所の住所	長野市若里五丁目22番1号 TEL 026-226-4131
連絡先	営業時間内：①Tel・FAX 026-226-4215 ②Tel 026-226-6067 FAX 026-226-6031 夜間・休日：Tel 090-8853-9525（緊急時訪問看護申込者）
営業地域	長野市（戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条、信更、長沼、豊野地区を除く）
最寄り駅	JR長野駅 東口 バス10分

3 職員体制

職種	員数	資格	職務内容
管理者	1名	看護師	管理業務 訪問看護業務
看護職員	9名	看護師	
事務員	1名以上		給付管理業務（兼務）
理学療法士等	3名以上	理学療法士 作業療法士	訪問リハビリテーション (兼務)

4 訪問看護サービスの内容

- 1) 身体状況や病状の観察、健康管理
- 2) 清拭・洗髪・入浴の介助及び指導
- 3) 食事、排泄の介助及び指導
- 4) 褥瘡の処置及び指導
- 5) 認知症、精神疾患の方への看護
- 6) 機能訓練などのリハビリテーション（主治医の指示の下、リハビリテーションを中心としたサービス提供が必要な場合、リハビリテーションスタッフが看護職員による訪問を代行して行います。）
- 7) 在宅療養に関する相談や介護指導
- 8) 主治医の指示がある場合の医療処置や医療機器の管理
- 9) 福祉用具や住宅改修のアドバイス

5 サービス提供時間

営業日・時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・日本赤十字社創立記念日（5月1日） 年末年始の6日間（12月29日～1月3日）

- * 当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。
- * 営業日以外・時間外の訪問については、訪問看護師にご相談ください。

6 ご利用にあたってのお願い

- 1) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- 2) 訪問看護師への湯茶の接待及び金品の贈呈は固くご辞退申し上げます。
- 3) 大切なペットの安全を守るためにも、サービス提供中はゲージに入れる等のご協力をお願いいたします。
- 4) 看護学生等、様々な職種の養成のための実習施設となっております。実習や研修のための同行訪問にご協力いただきますようお願いいたします。受け入れが困難な場合は職員にお知らせください。
- 5) サービス提供にあたり担当以外の看護職員も訪問します。
- 6) 緊急対応等で訪問予定時間の変更をお願いする場合があります。

7 苦情のご相談は

当事業所の担当窓口	担当者 三澤 紀子 電話 026-226-4131（内線3105・3106） 相談時間 8時30分～17時
長野市の相談窓口	担当 長野市保健福祉部 介護保険課 電話 026-224-7891
国民健康保険団体連合会	担当 介護保険課 電話 026-238-1580

8 賠償責任

事業者は、訪問看護の提供に伴い利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

9 利用料金のお支払い

利用料は1ヶ月単位としています。当該月分を翌月10日以降に請求書をお渡しいたしますので毎月10日を過ぎましたら長野赤十字病院支払い窓口へお支払い下さい。当院支払い窓口にて支払い困難な場合などは訪問看護師にご相談ください。

令和7年4月1日現在

保険種別など	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護を必要と認めた方 介護保険の被保険者で要介護状態等の認定を受けた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険非利用者 ②介護保険の利用対象者のうち厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期、急性増悪期など）
利用料金 * 詳しくは別紙参照	介護保険の定める報酬に基づいて利用者ごとの介護保険負担割合証に応じた額になります。	医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求をおこないます。 該当保険の負担割合分となります。
交通費	営業地域は無料、営業地域以外は実費（実費は医療保険に基づく）	2kmまで220円 2km超1km毎に110円 (上限：1,100円)
その他	・おむつ等日常生活、介護に必要な物品。利用者の希望による衛生材料、サービス提供に必要な費用等実費。 ・駐車代金がかかる場合は、利用者様のご負担となります。 ・駐車場がない場合は、駐車場の確保をお願いします。なお、当ステーションの判断ではなく路上駐車等で罰金等科せられた場合は利用者様のご負担とさせて頂きます。	

* 各種保険のほか、公費負担医療制度もお取り扱いします。

(キャンセル規定)

- 1) やむを得ず訪問の予定変更やキャンセルを希望される場合、通常は予定前日まで、遅くとも当日朝までにご連絡をお願いいたします。
- 2) 利用者のやむを得ない事情によりサービスを中止する場合、当事業所では、キャンセル料を頂かない方針としています。
- 3) 訪問の利用中止が度重なる場合は、契約を終了させていただく場合があります。

10 事故発生時の対応

- 1) サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- 2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

11 秘密保持と個人情報保護について

- 1) 事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者およびご家族の秘密や個人情報を他に漏らしません。
- 2) 事業所の職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者およびご家族の秘密や個人情報を他に漏らしません。
- 3) 事業者は、利用者様の医療上緊急時またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者およびご家族の個人情報を用います。

12 虐待防止について

- 1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止ため指針の整備を行うとともに、職員に対する定期的な研修を実施します。
- 2) サービス提供中に職員または利用者のご家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に連絡いたします。

13 身体拘束の適正化の推進

- 1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 2) 身体拘束を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を訪問看護記録に記載します。
- 3) 身体拘束適正化のための指針の整備を行います。

14 ハラスメント対策について

- 1) 事業所は、各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じます。
- 2) 職員が利用者やご家族等からハラスメントを受けた場合、サービスを終了いたします。

15 衛生管理等

- 1) 事業所は職員の健康管理と、設備および備品等の整備および衛生的な管理に努めます。
- 2) 感染症の予防および蔓延の防止のための指針を策定し、必要な措置を講じます。

16 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、および早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。

1.7 契約の終了

- 1) 利用者のご都合で契約を終了する場合、希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- 2) 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、お支払いがない場合は契約を終了します。
- 3) 事業者の人員不足等やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1週間前までに文書で通知いたします。
- 4) 事業者は、利用者が正当な理由無く又は故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為（ハラスメントを含む）をなし、改善しようとしているなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した場合は1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
- 5) その他、次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - (1) 利用者が死亡、2ヶ月以上の入院・入所又は事業実施地区以外に転出した場合
 - (2) 主治医が訪問看護を必要と判断した場合（訪問看護指示書有効期限が終了）
 - (3) 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護を必要になった場合
 - (4) 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
 - (5) 事業者が守秘義務に反し、常識を逸脱する行為を行った場合
 - (6) その他解約せざるを得ない状況が生じた場合